

印紙税法第5条第3号の規定により印紙はちょう付しない。

普通貸付・特別貸付  
借用証書

貸付種類 (普通・災害家財・医療・入学・修学・結婚・葬祭) 貸付

貸付番号 \_\_\_\_\_号

貸付金額                     金                    万円

横浜市職員共済組合貸付規程（以下「規程」という。）及び横浜市職員共済組合貸付規程実施細則（以下「細則」という。）に基づき、上記の金額を借用いたしました。

ついては、次の条項を守り必ず償還いたします。

第1条 利息は年 \_\_\_\_\_パーセントとし、規程に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあっては変動後の利率を適用する。

第2条 借受人に次の事由が生じたときは、即時償還することとする。

- (1) 組合員の資格を失ったとき。（継続長期組合員になった時を除く。）
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- (4) その他規程又は細則に違反したとき。

第3条 前条に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続きがあったときは、何ら通知催告を要せず期限の利益を失う。

第4条 借受人は第2条の事由によって、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第48条及び第115条に基づき、給与等又は退職手当等から未償還元利金を弁済する。

第5条 この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず、横浜市職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。

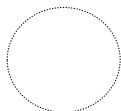
第6条 未償還元利金の一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することをあらかじめ同意する。

横浜市職員共済組合理事長

※ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

借受人住所 \_\_\_\_\_

(捨印欄) 所属 \_\_\_\_\_区・局 \_\_\_\_\_課



職・氏名 \_\_\_\_\_



印

(注) 1 アラビア数字で記入のこと。  
2 ※印の欄は記入しないでください。